

小諸市消防施設整備に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、区が行う消防施設等の新設、改築又は購入に係る事業に要する経費にたいして、予算の範囲内で補助金を交付することについて小諸市補助金等交付規則に定めるほか必要な事項を定めるものとする。

対象事業	補助率	交付対象要件
(1) 防火水槽設置	50/100以内	防火水槽1基当たりの容積は、20m ³ 以上とし、補助金の限度額は、100万円とする。
(2) 消火栓設置	70/100以内	本管75mm以上からの引き込み経費とし、補助金の限度額は、1基につき50万円とする。
(3) 消火栓器具整備	50/100以内	ホース・収納箱・ロット・管そう等
(4) 消防詰所等改修	50/100以内	補助金の限度額は、50万円とする。
(5) 消防詰所等新築	30/100以内	補助金の限度額は、300万円とする。
(6) その他市長が必要かつ適当と認めた事業	30/100以内	補助金の限度額は、50万円とする。

近隣市町の補助金交付要綱等の比較

市 町 名	補助要綱の有無	消火栓・防火水槽	詰 所
小 諸 市	有	補助要綱により設置	補助要綱により設置
佐 久 市	有	市が設置	補助要綱により設置
東 御 市	有	市が設置	補助要綱により設置
軽井沢町	無	町が設置	町が設置
御代田町	無	町が設置	町が設置

※ 最近の消火栓設置経費の平均として150万円前後となっている。

消火栓設置経費（150万円）－消火栓設置補助（50万円）＝区負担額（100万円）